

令和4年度 計算書類等

— 令和5年3月期 —

糸魚川信用組合

第 72 期 (令和 4 年 4 月 1 日 から
令和 5 年 3 月 31 日 まで) 事業報告

令和 5 年 5 月 22 日 作成
令和 5 年 6 月 9 日 備付

新潟県糸魚川市南寺町1丁目8番41号
糸魚川信用組合
理事長 平野 嘉生

目 次

	頁
事業報告	
1. 事業の概況	1
(1) 事業概況等	1
(2) 事業成績の推移	2
(3) 決算期後に生じた当組合の状況に関する重要な事実	2
2. 当組合の現況	3
(1) 出資金の推移	3
(2) 出資金の状況	3
(3) 役員の状況	4
(4) 職員の状況	5
(5) 事務所等の状況	5
(6) 重要な子会社等	6
(7) 預金等総額及び員外預金比率の状況	6
貸借対照表	7
損益計算書	14
剰余金処分案	15
監査報告書	16

1. 事業の概況

(1)事業概況等

当期の経済情勢については、約 3 年間続いた新型コロナウイルスの感染対策により、大きく経済活動が制限され、生活様式が変わりました。ロシアのウクライナ侵攻も未だに続いている状態です。欧米の金融不安はインフレ対応の急速な金融引き締めで海外経済には陰りが見えていましたが、今年の 3 月にはアメリカのシリコンバレー銀行とシグネチャー銀行、その後ファースト・リパブリック銀行が相次いで経営破綻し、欧州では経営難に陥った金融大手クレディ・スイスの救済合併で、信用不安という新たな危機が浮上、金融不安による海外経済の失速が懸念されております。

このような情勢の中で、わが国の新型コロナウイルス感染対策が緩和され、3 月にマスク着用が個人の判断に委ねられ、5 月には感染症法上の分類が 5 類へ引き下げとなりました。漸く、コロナ禍前のような経済活動も再開し、少しずつ景気も回復傾向にあるところです。特に、コロナ禍で影響が大きかった飲食業や宿泊・観光業は、少しずつ地方でも賑わいが戻ってきましたが完全な回復にはもう少し時間が必要であり、慢性的な人手不足や原材料の高騰も大きな課題となっています。

令和 5 年 3 月期の当組合の業況は、預金残高は 688 億円で対前年比 4 億 7 千万円増加、貸出金残高は 260 億円で対前年比 4 億 1 千万円の減少となりました。損益状況につきましては、本業利益のコアコア業務純益は 62 百万円で対前年比 26 百万円増加となりましたが、不良債権引当金増加もあり当期純利益 18 百万円で対前年比 42 百万円の減少となりました。令和 4 年 12 月末には預金残高が 700 億円に到達しました。昨年当組合は創立以来 71 期で、平均すると 10 年で 100 億円伸びた計算ですが、実は、預金残高が直近 3 期だけで約 100 億円増加しました。これは、コロナ禍で令和 2 年に政府が特別定額給付金を全国民に給付したことや、経済活動が停滞し、消費の低迷が要因となり預金残高が増加したものと判断できます。令和 5 年 3 月期では預金残高は 700 億円を切りましたが、感染症対策の緩和により経済が動き出し消費が増加、預金残高の伸び率が鈍化してきたと推測できます。これからは、個人の消費や事業者の設備投資などが活発化することにより、本業の融資利用増加を期待しているところです。

今年度の主な事業といたしましては、口座管理アプリの導入、出資証券不発行システム稼働、ATM の新札対応新機種入替、法人ネットバンキングの導入を予定しております。ネットバンキングにつきましては、組合員の皆様からも早期導入のご要望を頂いております。経費面とセキュリティ対策もあり時間を要しましたが、環境が整い導入するものです。又、糸魚川市、糸魚川商工会議所、能生・青海町商工会、当組合と共同しデジタル地域通貨の今期導入に向け取組作業を進めております。

協同組織金融機関である「いとしん」は、組合員の皆様の利便性向上を常に考え、地域経済の発展と、皆様の安定した生活のサポートができるよう、全力で取り組んでまいります。今後とも当組合に対しまして、ご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

理事長 平野 嘉生

(2) 事業成績の推移

区 分	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
預 金 積 金	百万円 60,551	百万円 65,212	百万円 68,342	百万円 68,810
組 合 員	40,548	43,783	46,208	47,126
組 合 員 外	20,003	21,429	22,134	21,684
貸 出 金	23,774	26,297	26,400	25,988
組 合 員	21,307	24,128	24,685	25,423
組 合 員 外	2,467	258	74	565
有 価 証 券	19,827	22,669	24,918	24,661
国 債	1,694	2,436	3,252	2,668
そ の 他	18,132	20,233	21,665	21,993
総 資 産	64,463	72,244	76,129	72,934
内 国 為 替 取 扱 高	45,904	49,158	46,981	49,117
外 国 為 替 取 扱 高	—	—	—	—
経 常 利 益	千円 52,416	千円 44,397	千円 61,041	千円 18,712
当 期 純 利 益	51,596	43,577	60,235	17,935

(注)金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。(以下の各表における金額についても同様であります。)

(3) 決算期後に生じた当組合の状況に関する重要な事実

該当なし

2. 当組合の現況

(1) 出資金の推移

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
出 資 金	百万円 255	百万円 255
普通出資金	255	255
優先出資金	—	—

(2) 出資金の状況（当年度末現在）

イ. 普通出資

普通出資1口の金額 500 円

区 分	出 資 者 数	出 資 金 額
個 人	11,236 人	218 百万円
法 人	700	36
合 計	11,936	255

ロ. 優先出資

優先出資1口の金額 ー 円

優先出資の総口数の最高限度 ー 口

発行済優先出資の総口数 ー 口

(3) 役員の状況

イ. 役員数

定款に定める理事数 8人以上 12人以内

定款に定める監事数 2人以上 3人以内

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
理 事 (うち非常勤)	10 人 (6)	9 人 (6)
監 事 (うち非常勤)	3 (2)	3 (2)
合 計 (うち非常勤)	13 (8)	12 (8)

ロ. 理事及び監事（当年度末現在）

役 名	氏 名	就 任 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日	代表・非 代表の別	常勤・非 常勤の別	担当部門又は主な 職業
理 事 長	平野 嘉生	令和 4 年 6 月 24 日	令和5年通常総代会終結時	代表	常勤	営業本部長
常務理事	金子 一男	平成 25 年 6 月 26 日	令和5年通常総代会終結時	代表	常勤	融資部
常務理事	早川 正明	平成 27 年 6 月 23 日	令和5年通常総代会終結時	非代表	常勤	総務部
理 事	鈴木 秀城	平成 9 年 5 月 23 日	令和5年通常総代会終結時	非代表	非常勤	建設会社社長
理 事	高瀬 吉洋	平成 18 年 6 月 28 日	令和5年通常総代会終結時	非代表	非常勤	タイヤ販売会社社長
理 事	佐藤 元春	平成 19 年 6 月 27 日	令和5年通常総代会終結時	非代表	非常勤	鉄工会社社長
理 事	秋山 澄雄	平成 26 年 6 月 24 日	令和5年通常総代会終結時	非代表	非常勤	税理士事務所所長
理 事	木島 一	令和 元 年 6 月 21 日	令和5年通常総代会終結時	非代表	非常勤	建設会社社長
理 事	熊木 晶	令和 4 年 6 月 24 日	令和5年通常総代会終結時	非代表	非常勤	建設会社社長
常勤監事	山本 英隆	令和 3 年 6 月 18 日	令和7年通常総代会終結時	非代表	常勤	
監 事	永江 善昭	平成 25 年 6 月 26 日	令和7年通常総代会終結時	非代表	非常勤	クリーニング会社社長
監 事	金子 裕彦	令和 4 年 6 月 24 日	令和7年通常総代会終結時	非代表	非常勤	公益社団法人事務局長

(注) ○囲みで表示しております監事は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の3に規定する員外監事であります。

(当年度中に退任した役員)

理 事 長	黒石 孝	令和 4 年 6 月 24 日 退任
理 事	小林 正夫	令和 4 年 6 月 24 日 退任
監 事	青木 秀明	令和 4 年 6 月 24 日 退任

(注) 当年度中に退任した役員役名は、退任時のものであります。

(4) 職員の状況

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
職 員 数	64 人	61 人
平 均 年 齢	41 歳 10 月	41 歳 7 月
平 均 勤 続 年 数	15 年 5 月	16 年 0 月
平 均 給 与 月 額	300 千円	312 千円

(注)

1. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 職員数には、アルバイト、パート、非常勤嘱託および被出向の職員は含んでおりませ
3. 平均給与月額は、3月中の平均給与月額であります。

(5) 事務所等の状況

イ. 事務所数

区 分	前 年 度 末	当 年 度 末
	店 (うち出張所)	店 (うち出張所)
糸 魚 川 市	5 (0)	5 (0)
上 越 市	1 (0)	1 (0)
合 計	6 (0)	6 (0)
代 理 店	0	0
店舗外現金自動設備	0	0

ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況

該当なし

ハ. 信用協同組合代理業者の一覧

該当なし

二. 信用協同組合が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
全国信用協同組合連合会

ホ. 当年度の信用協同組合代理業者が信用協同組合代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況

該当なし

(6) 重要な子会社等（当年度末現在）

該当なし

(7) 預金等総額及び員外預金比率の状況

区 分	当 年 度 開 始 時	翌 年 度 開 始 時
預 金 等 総 額	683 億円	688 億円
員 外 預 金 比 率	13.33 %	13.55 %

(注) 小数点以下第3位を切捨てております。

(注)

- 1 .記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 2 .有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 3 .金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 4 .有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 17年～47年
動産 3年～20年
- 5 .無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。
- 6 .所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 7 .外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 8 .貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 9 .賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 10 .退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。
なお、当組合は複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（確定給付企業年金制度）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
 - (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）

年金資産の額	225,436百万円
年金財政計算上の数理債務の額	221,592百万円
と最低責任準備金の額との合計額	
差引額	3,843百万円
 - (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（令和3年4月分～令和4年3月分） 0.238%
 - (3) 補足説明
上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高12,394百万円（及び別途積立金16,238百万円）です。
本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金10百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
- 11 .役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 12 .睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 13 .偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

14. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

15. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動などによる不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の方針に基づき理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常勤理事会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、

「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成十九年金融庁告示第十七号)」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価(または現在価値)の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて、)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合 1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、時価(または経済価値)は、1,743百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

16. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	19,877	19,909	32
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	4,600	4,480	△ 120
その他有価証券	20,030	20,030	—
(3) 貸出金	25,988		
貸倒引当金(*1)	△ 319		
	25,668	26,223	554
金融資産計	70,177	70,643	466
(1) 預金積金	68,810	68,779	△ 30
(2) 借入金	1,200	1,200	—
金融負債計	70,010	69,979	△ 30

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価格を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価格）を時価としてみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価格を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	25
出資金(*1)	357
組合出資金(*3)	5
合 計	387

(*1) 非上場株式及び出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式等について減損処理を行っておりません。

(*3) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下 20. まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
そ の 他	1,198百万円	1,269百万円	71百万円
小 計	1,198	1,269	71

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
社 債	100百万円	83百万円	△16百万円
そ の 他	3,302百万円	3,126百万円	△175百万円
小 計	3,402	3,210	△191
合 計	4,600	4,480	△120

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	6百万円	1百万円	5百万円
債 券	5,200	5,142	58
国 債	832	800	31
地 方 債	1,325	1,315	9
社 債	3,042	3,025	16
そ の 他	51	46	4
小 計	5,259	5,190	68

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	37百万円	48百万円	△10百万円
債 券	11,488	11,876	△387
国 債	1,835	1,991	△155
地 方 債	1,516	1,552	△36
社 債	8,136	8,332	△195
そ の 他	3,245	3,756	△511
小 計	14,771	15,680	△909
合 計	20,030	20,871	△841

(注1) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

(注2) その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当該事業年度における減損処理は、行っておりません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下の(1)～(2)であります。

- (1) 時価が取得原価と比較し50%以上下落した場合
- (2) 時価が取得原価と比較し30%以上50%未満下落した有価証券で、下記の有価証券以外の場合
 - ① 当組合の自己査定基準に基づき、有価証券発行会社の債務者区分が下記である場合
 - a 債務者区分が正常先であり下落率が50%未満の場合
 - b 債務者区分が要注意先であり下落率が40%未満の場合
 - ② 格付機関を利用する場合であって、当該格付が「BBB」相当以上の場合
 - ③ 上記以外の有価証券で、下落率が40%未満の場合(格付が「BB」相当以下の有価証券を除く)

18. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

19. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
500百万円	0百万円	0百万円

20. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国債	301百万円	—	111百万円	2,254百万円
地方債	401	804	392	1,243
社債	701	5,405	4,275	897
その他	400	1,394	605	2,302
合計	1,804	7,604	5,384	6,698

21. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

その他保有目的の金銭の信託	
貸借対照表計上額	463百万円
当期の損益に含まれた評価差額	—百万円

運用目的の金銭信託及び満期保有目的の金銭の信託の取扱いはありません。

22. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	261百万円
危険債権額	659百万円
三月以上延滞債権額	3百万円
貸出条件緩和債権額	127百万円
合計額	1,052百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破産に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破産の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24条に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形荷付為替手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は144百万円であります。

24. 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,050百万円であります。

これはすべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 25.有形固定資産の減価償却累計額 940百万円
 26.貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。
 27.理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 9百万円
 28.繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	63 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	54
減価償却超過額	7
税務上の繰越欠損金	94
その他有価証券評価差額金	238
その他	30
繰延税金資産小計	489
評価性引当額	△489
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	10
有価証券評価差額金	—
繰延税金負債合計	10
繰延税金負債の純額	10

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	—	16	71	—	6	94
評価性引当額	—	△16	△71	—	△6	△94
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

- 29.重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 319百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 30.「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

- 31.担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	4,100百万円
	有価証券	1,600百万円
担保資産に対応する債務	借入金	1,200百万円

- 32.出資1口当たりの純資産額は 4,995円18銭です。

令和4年度剰余金処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	87,265,590
これを次のとおり処分いたします。	
出 資 配 当 金 (年 2 %)	5,095,384
利 益 準 備 金	318,500
特 別 積 立 金	10,000,000
(経 営 安 定 積 立 金)	(10,000,000)
計	15,413,884
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	71,851,706

独立監査人の監査報告書

令和5年5月29日

糸魚川信用組合

理事会 御中

岩淵道男公認会計士事務所

長野県松本市

公認会計士

岩淵道男

高岡公認会計士事務所

長野県松本市

公認会計士

高岡敏夫

<計算書類等監査>

監査意見

私たちは、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、糸魚川信用組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第72期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類等が、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

私たちは、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、糸魚川信用組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第72期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

私たちは、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第72期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事会が定めた監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、監査室その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、組織及び規程類を監査し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(協同組合による金融事業に関する法律施行規則27条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関し、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 公認会計士 岩淵 道男・公認会計士 高岡 敏夫 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月29日

糸 魚 川 信 用 組 合

常勤監事

山本 英隆

監 事

永江 喜昭

監 事

金子 裕彦

(注) 監事 金子裕彦は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の3第1項に定める員外監事であります。

令和4年度 計算書類等

附属明細書

— 令和5年3月期 —

糸魚川信用組合

第 72 期 (令和 4 年 4 月 1 日 から
令和 5 年 3 月 31 日 まで) 附属明細書

令和 5 年 5 月 22 日 作成
令和 5 年 6 月 9 日 備付

新潟県糸魚川市南寺町1丁目8番41号
糸魚川信用組合
理事長 平野 嘉生

目 次

	頁
附属明細書	
1. 計算書類に関する事項	1
(1) 有形固定資産及び無形固定資産	1
(2) 引当金	1
(3) 経費	1
(4) 子会社に対する出資	2
(5) 子会社に対する金銭債権	2
(6) 子会社に対する金銭債務	2
2. 業務報告に関する事項	2
(1) 役員等の兼職等	2
(2) 役員等又は役員等の兼職等先との間の取引状況	2
(3) 役員に対する報酬	2

1. 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	償却累計率
有形固定資産							%
建物	178,131	4,022	-	13,259	168,893	798,756	82.54
土地	614,476	-	87 (87)	-	614,388	-	-
リース資産	-	-	-	-	-	-	-
建設仮勘定	-	-	-	-	-	-	-
その他の有形固定資産	12,906	8,183	-	4,321	16,768	141,958	89.43
有形固定資産計	805,513	12,020	87 (87)	17,396	800,050	940,715	-
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	-	-	-	-
のれん	-	-	-	-	-	-	-
リース資産	-	-	-	-	-	-	-
その他の無形固定資産	26,971	-	-	-	26,971	-	-
無形固定資産計	26,971	-	-	-	26,971	-	-

(注)

- 金額は、単位未満を切り捨てて記載しております（以下の各表における金額についても同様であります）。
- 当期減少額の（ ）は、減損損失の金額であります。

(2) 引当金

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加高	当期減少高		当期末残高	計上理由及び算定方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金	281,924	319,853	20,563	261,361	319,853	
うち個別貸倒引当金	253,857	266,271	20,563	233,294	266,271	
賞与引当金	12,531	13,392	12,531	-	13,392	
退職給付引当金	181,768	18,127	2,752	-	197,144	
役員退職慰労引当金	65,223	6,213	28,076	-	43,361	
睡眠預金払戻損失引当金	941	946	-	941	946	
偶発損失引当金	3,135	3,355	-	3,135	3,355	
合計	545,524	361,889	63,922	265,437	578,053	

(注) 貸倒引当金、賞与引当金、退職給付引当金、役員退職慰労引当金、睡眠預金払戻損失引当金、偶発損失引当金の「計上理由及び算定方法」については、貸借対照表に注記しているため省略しております。

(3) 経費

(単位：千円)

区分	金額
人件費	417,026
報酬給料手当	331,305
退職給付費用	29,000
その他	56,720
物件費	204,781
事務費	117,703
(うち旅費・交通費)	(733)
(うち通信費)	(6,605)
(うち事務機械賃借料)	(11,320)
(うち事務委託費)	(76,254)
固定資産費	39,647
(うち土地建物賃借料)	(9,294)
(うち保全管理費)	(21,309)
事業費	16,161
(うち広告宣伝費)	(8,647)
(うち交際費・寄贈費・諸会費)	(6,684)
人事厚生費	4,178
減価償却費	17,396
その他	9,694
税金	20,569
合計	642,378

(4) 子会社等に対する出資

該当なし

(5) 子会社等に対する金銭債権

該当なし

(6) 子会社等に対する金銭債務

該当なし

2. 業務報告に関する事項

(1) 役員等の兼職等（当年度末現在）

該当なし

(2) 役員等又は役員等の兼職等先との間の取引状況（当年度末現在）

該当なし

(3) 役員に対する報酬

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	34,996	50,000
監 事	6,160	10,000
合 計	41,156	60,000

(注)上記以外に支払った役員退職慰労金は、理事 27,294千円、監事 782千円であり、役員賞与金はありません。